

上越教育大学大学院の改革

岐路に立つ新構想大学

上越教育大学大学院教授（前副学長） 増井 三夫

1 本学の設置経緯

本学の現在を語るには、戦後の教員養成の経緯を述べておかなければならない。戦後改革において「教員の養成は総合大学又は単科大学において教育学科においてこれを行う」とする基本方針が策定され、すべての国公私立の大学において専門教育を受けると共に、一定の教職課程を履修すれば、教師としての資格を得ることが出来るという所謂開放的制度が成立した。この制度設計に、国立大学協会側も、「大学教育によって獲得した識見をもって、主体的創造的に教育実践に取組む力量」形成への期待を表明していた。

しかし開放的制度の「欠陥」はすぐに指摘され始め、「国家・社会の未来をかけた第3の教育改革」を標榜した1971年の中央教育審議会答申では、「高度の専門的な研修」が教育改革の中核的な課題として位置づけられた。特に、同上の答申に基づいた1972年の教育職員養成審議会は、この課題の実現を図るために、「現職教員研修を目的とする新構想の大学院の創設」を答申したのである。

そして、新構想大学院創設のための具体計画を策定したいわゆる鯉坂レポート（1974年）は、その目的・教育研究組織・教育課程・管理運営にわたって全く新たなシステムをもち、同時に、既設教育系大学・学部大学院改革がこのシステムに「準じ」るモデルとなる大学院の設置案を取り纏めた。新構想教育大学は、その設置の経緯から、第1に、「高度の専門的な研修」機関としての役割、第2に、「国家・社会の未来をかけた…教育改革」に応える社会使命、そして、第3に、目的・教育研究組織・教育課程・管理運営について、既設大学・学部大学院のモデル的位置を其々担っていた。この3点が新構想たる所以であった。

2 大学院に対する社会的評価

各県教育委員会は教員養成大学・学部の大学院における現職教員の研修に、期待する効果及び実際の効果について、ほぼ一様に一定の評価を下している。しかし、研修の実態となると、大学側と教育委員会側では評価ないし運用上の理解にズレが認められる。特に高度な実践的能力の養成に課題を残していた。このことは、新構想大学の実績調査でみた修士学位論文内容の調査結果（平成5年）のデータ（修士論文における

教育実践研究の割合でみると新構想3大学は63%、既設大学・学部は33%）とも対応している。

平成8、9年の「大学院修士課程の運営の実態に関する調査」（日本教育大学協会）も、新構想3大学と既設大学・学部では「施設・設備」、「カリキュラムや教育方法」を含めた研究教育条件について「格差」があること、そのために後者が「高い実践的能力」の「内容」が「十分に」「深め」られていない、との分析結果を報告している。

一方、現職教員は何を期待していたか。平成11年に日本教育大学協会が実施した「教育系大学院の在り方に関する調査結果」は我々が今日入手し得る最も信頼のおけるデータである。

現職教員が大学院修士課程で研修を望む基準は明快である。まず研修に求める基本的立場は、「教育に関する研究能力と実践的力量」を形成することである。「教育に関する研究能力」は、「子どもの見方・発達・教育の本質」に関わる研究能力と「教科・領域の内容」に関わる教科研究である。「教育に関する実践的力量」は「生徒指導・カウンセリング」に代表される。「高度な専門的能力」に対する現職教師の認識がここに示されている。

次に、望まれる大学院での研修形態について、勤務と併存しない1年制大学院と長期派遣大学院を選択するさいの基準は、大学院の教育研究指導とカリキュラムが、現職教員が求めている「教育に関する研究能力と実践的力量」を形成するに相応しく、魅力的である点にあった。

3 新構想大学の現状評価

新構想3大学院が大学院生を受け入れてほぼ10-14年経た平成5/6年に実施した調査に基づく、新構想大学院の「高度の専門的な研修」は、①専門性の養成についてみると、教育実践研究に関わる修士学位論文の割合は、14条特例による既設大学院の33%に対して、63%となっており、②「高度」については、これをその修了生のうち学校教育現場で指導的役割を果たしている割合からみた場合、新構想大学院修了生は約24%、14条特例大学院修了生は約9%であった。

「高度の専門的な研修」に関わる実績を、教育実践研究の割合と修了後の指導的役割の割合からみると、

新構想大学は、14条特例による既設大学院に比べ、いずれについても極めて高い。

この実績は、新構想大学が、現職教員に「学校教育に関する高度な研究能力や指導力」を育成する機関としての一定の役割を果たしていたことを示している。この結果はもちろん既設の大学・学部との相対評価であり、これが学校現場の改善に如何に寄与しているのかという点になるとデータはない。

その一方で、本学大学院の入学定員に占める現職教員の充足率は平成11年度で70%弱であり、その目的を実現するに至っていない。その理由には派遣先の県の財政上の制約が大きい、現職教員が認識している障害として大学側が最も注視しなければならない点は、教育・研究内容の魅力であった。

4 平成12年度改組：臨床研究の拠点へ

新構想大学の評価基準が、大学が想定している以上に高く設定されていたことも明らかであった。中央教育審議会等で新構想大学に対する批判が出された背景も、その点にあった。その主旨は、もちろん大学院における現職派遣教員の研修が、派遣している県の教育課題解決に期待したほど寄与していないというものであった。

4.1 学習臨床の拠点

本学はこうした批判や現場の課題に応えるために、平成12年度より、学習臨床講座、発達臨床講座（後に心理臨床講座が分離）を新たに立ち上げた。この改組の基本コンセプトは、大学院修士課程を、学士課程の教員養成の延長ではなく、教育実践の研究をリードする先端的センターへ改組することを掲げ、臨床研究という観点から現職教員のキャリアアップと特定分野の職能開発をいままで以上に明確に打ち出すことにあった。

そのために特に学校教育専攻を支える講座を、従来の教育基礎講座・教育経営講座・教育方法講座・生徒指導講座を改組して、上記の3講座とし、コースもこれに合わせた。教育課程の特色として、現職院生がそれぞれの課題を大学院で研究するために、それぞれが課題研究に適った履修を自由に選択・決定する方式を採用した。

定員も3コース50名から2コース120名と大幅に増やした。入学者は特に学習臨床コースについてみると60名ないしそれに近い入学者を迎えている。学習臨床は、恐らく我が国では初の専攻領域である。その教育・研究方針は、学習者の学びの過程に生起する様々な課題を診断・改善する臨床力、教材開発といった専門性の養成と臨床研究体制の構築・整備を目指すことにあった。

学習臨床のセンター的機能として附属学校を予定し、ここで学習診断・学習カウンセリングを実施する構想であった。

4.2 発達臨床教育・研究の拠点

1種の臨床心理士養成コースと心理臨床相談室の設置は当時東京以北の教員養成機関では最初の設置であった。現在は特別支援教育実践センターの近くの専用棟に移転され、その機能も強化されている。両施設は臨床教育と研究の拠点というビジョンからその機能・位置づけが明確にされる必要がある。

4.3 大学連携

新潟大学教育人間科学部、長岡技術科学大学、及び信州大学教育学部との教育・研究に関わる連携協定についても言及しておきたい。この事業は単位互換を目的とした従来型とは全くことなり、スタッフの相互交流をベースにお互いの優れた教育・研究を両大学で共有するとともに、いくつかの課題についてプロジェクト研究を設定していくことを意図していた。例えば、長岡技術科学大学の都市工学研究と本学の障害者研究によって都市のバリアフリーに関する協同研究プロジェクトが生まれている。現在は休眠状況にある。

4.4 平成12年度改組の課題

12年度改組は、主として学校教育研究系4講座と4専攻が対象となった。従って教科・領域専攻と講座はこれまで開学以来の体制が続いている。大学院における教育研究の基本的なコンセプトは、前述したように、学部の養成教育の延長ではなく、研修と研究にある。すなわち、現職教員のキャリアアップや特定分野の職能開発に加えて、教科指導や学習及び生徒指導上の諸課題に関する臨床的な研究体制を構築する課題が設定されていた。

しかし、教科・領域の講座にとどまらず、学習臨床の講座をも含めて、臨床研究の体制づくりの点にまで改革は及んでいない。議論が学部の教員養成と連動したものとなり、大学院でも現職院生の専門性を養成するという考え方が次第に優位となっていった。

もちろん、現職教員のキャリアアップや特定分野の職能開発は専門性養成には違いない。大切な点は、そうした専門性養成が臨床研究の体制によって支えられているかどうかにある。

この文脈で見ると、臨床研究には博士課程の研究体制と連動しており、当然に、新構想大学を中核とした連合博士課程の点検・評価も必要となってくる。

5 大学院での教員養成強化

5.1 教育職員免許取得プログラム

修士課程の入学定員は300名である。学部入学定員が160名であるから、数字だけでも典型的な大学院重点大学となっている。大学はこの定員充足に多大の努力を払わなければならない。300名の内の3分の2程度を初等・中等の現職教員を充てることになっているが、近年、派遣する県の財政悪化及び各県所在の大学・学部大学院への派遣などによって、この数の確保が年々厳しくなっており、100名を維持できるかどうか

かの現状にある。その結果として、総入学定員の充足について常時黄色信号が点滅している。

この現状は兵庫・鳴門の両大学も同様であり、3大学がこれを打開する妙案として企画されたのが「教育職員免許取得プログラム」である（本学は平成17年度実施）。これは、長期履修学生制度にもとづいて3年間で大学院修士課程と学部教育課程を併せて履修することにより、初等・中等の教員養成を目指すものである。そして、これがいま一つの特徴であるが、授業料について2年分を3年間で分割納付する制度が導入された。

この制度は確かに入学定員確保に大きく貢献した。入学者は学部卒、社会人と分かれるが、前者では大変すぐれた専門学部卒者、そして後者も多様な職種を経験した教職を強く希望する者が現在在籍している。

「教育職員免許取得プログラム」の導入は、本学の教員養成の仕組みを抜本的に検討する契機となると同時にまたその時期に来ていることを強く認識させるものである。すなわち、大学院2年間で教員を養成するプログラムと6年制の養成プログラムの開発に着手する時期に来ているということである。後者については12年度改組時に文部省と時間割まで含めて随分協議・検討したが、当時での制度化は時期尚早だという理解で終わった。新構想大学設立趣旨の一つが改革モデルの試行にあったが、現在はこの制度設計・試行へ踏み出してよい段階にあるといえる。加えて、専門学部を卒業して大学院で教員養成を行うプログラムの開発と試行も必要になりつつあるとあってよいであろう。

5.2 教職大学院の開設

教職大学院は、「新構想の教員養成大学として設置された本学に求められる社会的ニーズに応えるとともに、創設の理念をさらに継承・発展させていく」ために構想・設置が意図された。ここでも、本学が教員養成大学だという強い認識がうかがわれる。しかし、これは新構想大学創設目的の一つにすぎない。

開設される教育目的と教育課程が既存の研究科とどのように共存共栄することができるか。今後の課題は大きい。

教職大学院設置にともなう改組は学校教育専攻に関わっている。学習臨床コースと発達臨床コースは、統合されて学校臨床研究コースとなる。教職大学院が実務的な実践者の養成・研修、学校臨床研究コースは授業等の研究・開発についてトレーニングを積んだ教員の養成と研修という棲み分けが文言上はなされた。しかし、新構想の発展上に教職大学院設置があるならば、既存研究科の存在意義はもちろん、他大学・学部の教職大学院の設置を見るならば、これらの大学・学部との違いについても限りなく見えにくくなっていく可能性が大きくなっていくであろう。

6 後退する臨床研究の拠点

6.1 臨床研究への期待と現実

平成13年に実施した鳴門教育大学と上越教育大学の修士生に対する調査は、新構想大学の理念が学校で中核的な職位を期待されている教員のニーズに合致していながら、そのニーズと現実の大学院教育・研究との間に大きなギャップがあったことを示している。

すなわち、現職派遣院生は、授業改善と学校での諸問題の解決に対処できる研究方法・技法について大学院での教育・研究は80%近く「役にたっていない」と回答している。さらにカリキュラム開発の満足度についても50%程度であった。

この結果は、臨床研究の体制が現場の問題解決とフィットしていないという問題点に加えて、大学院の研究体制が、個別研究室の対応に依存し、現場の問題を複数の領域からアプローチする体制にはいまだ至っていないという問題点を浮き彫りにしている。このことは教育課程の系統性にも色濃く投影されている。

実は、新構想大学はそうした認識にもとづいて既存の大学・学部とはちがった大講座（研究体制）とコース（教育体制）を採ったのであった。それをさらに有効に発展させる試みとして12年度の改組で臨床研究の体制づくりが着手され、それが中期目標にも設定されている。

6.2 法人評価と臨床研究の将来

文部科学省科学技術政策研究所『国立大学法人の財務分析』（2008年）によると、本学の教育と社会貢献に対する外部評価は全国87国立大学法人の中でもベスト10内に位置する。しかし研究は最下位に近い。とくに研究については、他の教員養成系大学も70位以下に位置している。報告は、「基盤的資金に対する外部資金等の割合が低い大学は、研究以外を特化させている」と分析している。

このような財政上の理由で否応なしに大学がその役割を振り分けられるシステムは受け入れ難いが、しかしこの流れを抑えることは困難である。法人化により大きな変動が起きていると予想しなければならない。法人化がなによりも教員養成大学・学部における現場と直結した臨床研究を弱体化ないし困難にさせ、その対応を事実上個人の努力に委ねる事態を加速的に進行させるだろうという点である。加えて教員養成大学・学部が研究の領域で平均的にほぼ同じクラスターにまとまってしまう事態も近い将来に起こるであろう。いま日本の学校教育の現在と将来にとって、複雑な現場の問題や課題について基礎的・臨床的に専門研究する機関の弱体化という深刻な問題が新たに浮上してきている。

本学の研究水準を教育・社会貢献に近いレベルまでいかに強化することができるか。スタッフと財政面で機動性のある新構想大学の役割が改めて問い直されてしかるべきで時期に来ている。既に特別支援教育と臨

床心理の2つの領域で臨床研究の拠点的機能を果たしている。この機能を学習臨床や教科領域にまで拡大し、大学院全体で博士課程と連動した臨床研究のセンター的役割を担う意義とその可能性について論議することが必要であろう。新構想の再検討である。もちろんそのためには本学のビジョンと長期・短期の戦略が描かれていなければならない。

7 岐路にたつ新構想

教員養成と研修の機能を果たすことはもはや新構想を徴するものではない。すべての国立大学法人の教員

養成大学・学部に大学院が設置された時点でこのことは確かな現象となっていた。さらに教育課程についても多くの大学・学部で改善がなされている。そして、いま、教職大学院が設置された。では本学の新構想としての役割はほぼ終焉に近いのか。将来展望はなかなか見えない。

新構想としての新たな展望を描くとするならば、それが単に上越教育大学のためという発想を転換する必要がある。日本の教育と教員養成に大きく寄与できる観点と展望が改めて強く求められる。